

国民健康保険に加入している皆さまへ

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在の国民健康保険限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）の有効期限は、令和元年7月31日となっています。

限度額証をすでにお持ちの方で、8月1日以降も必要な方は、再度申請が必要です。申請の際は、8月1日以降に市国保年金課（1階⑨番窓口）までお越しください。

《限度額証の交付申請に必要なもの》

- ・世帯主の認印
- ・世帯主および限度額証が必要な方のマイナンバーが分かるもの
- ・来られる方の身分がわかるもの（免許証など）
- ・（世帯主以外が来られる場合）世帯主からの委任状

※限度額証の適用日は申請月の1日まで遡りますので、8月中にご申請していただければ、8月1日から最長令和2年7月31日まで有効な限度額証を交付いたします。

○70歳未満の国民健康保険の加入者については、申請時点で、国民健康保険税の滞納がない世帯が対象です。

○70歳～74歳までの方については、以下の適用区分に該当する世帯の方が限度額証の交付対象となります。

- ▶適用区分が住民税非課税Ⅰ・Ⅱの世帯
- ▶適用区分が現役並みⅠ・Ⅱの世帯（窓口負担割合が3割の世帯のうち、住民税課税所得が145万円～689万円の世帯）

※所得区分が一般の世帯（窓口負担割合が2割世帯のうち、住民税課税世帯）および、現役並みⅢ（窓口負担割合が3割世帯のうち、住民税課税所得が690万円以上）の世帯の方は、被保険者証のみを医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額までおさえられますので、限度額証の交付申請は不要です。

国民健康保険課税限度額の改定が行われました

国民健康保険税は、医療分の保険税＋後期高齢者支援分の保険税＋介護分の保険税で計算され、年間における国民健康保険税の最高限度額は決まっています。

今年度分より、医療分の保険税の最高限度額が61万円に改められました。

※国民健康保険税率等の改定はありません。

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
医療分	58万円	61万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護納付金分※1	16万円	16万円

※1 介護納付金分が加算されるのは40歳～64歳までの方です。

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減拡大

国民健康保険税は、世帯の所得に応じて、一定の基準額以下の場合、被保険者1人当たりにかかる「均等割」と1世帯あたりにかかる「平等割」が軽減されます。減額割合には、下表のように、7割軽減・5割軽減・2割軽減がありますが、今年度は、5割軽減と2割軽減分の基準が拡大されました。

※前年分の所得を申告していることが必要です。

減額割合	平成30年度	平成31年度(令和元年度)
7割軽減	世帯の所得が33万円以下	世帯の所得が33万円以下
5割軽減	世帯の所得が33万円 + (27.5万円×被保険者数)	世帯の所得が33万円 + (28万円×被保険者数)
2割軽減	世帯の所得が33万円 + (50万円×被保険者数)	世帯の所得が33万円 + (51万円×被保険者数)

★詳しくは、市国保年金課Tel 25-9722までお問合せください。

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、令和元年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証（うすむらさき色）の有効期限は、令和2年7月31日までの1年間となっており、7月下旬に市から郵送します。

7月31日までに新しい被保険者証（うすむらさき色）が届かない場合は、国保年金課までお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。



限度額適用認定証などが8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和元年7月31日になっています。

この認定証をすでにお持ちの方で、令和元年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

後期高齢者医療保険料の均等割額が9割軽減の対象となっている方へ

令和元年10月から始まる年金生活者支援給付金の支給ならびに介護保険の低所得者軽減の拡充に伴い、後期高齢者医療の低所得者に対する軽減特例（9割）が廃止され、7割軽減に変更されます。

世帯の所得に応じて、均等割額（年額56,085円）が軽減されます。

注）平成31年4月1日（平成31年4月2日以降資格取得の方は、資格取得日）の世帯が基準となります。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額で判定)
8割軽減	11,217円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得なし】の世帯

令和元年度は、軽減の2割上乗せが半年分となるため、実質1割が上乗せされ、8割軽減となります。

問合せ 市国保年金課 Tel 25-9722

福岡県後期高齢者医療広域連合 Tel 092-651-3111